

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 7 月 1 日

株式会社リコー

エトリア株式会社

(旧商号：リコーテクノロジーズ株式会社)

2024年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割会社： 東京都大田区中馬込一丁目3番6号
株式会社リコー
代表取締役 大山 晃

吸収分割承継会社： 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号横
濱ゲートタワー
エトリア株式会社（旧商号：リコーテクノ
ロジーズ株式会社）
代表取締役 中田 克典

株式会社リコー（以下「本分割会社」といいます。）及びエトリア株式会社（旧商号：リコーテクノロジーズ株式会社）（以下「本承継会社」といいます。）は、2024年2月6日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、本分割会社のオフィスプリンティング事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務の一部を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

本分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続（会社法第 789 条）

本分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 7 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本承継会社に対して、本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

会社法第 797 条の規定に基づき、本承継会社に対して、株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述手続（会社法第 799 条）

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 7 日付の官報及び同日付の日刊工業新聞により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日をもって、本分割会社から本事業に関する権利義務の一部を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 1 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

本承継会社は、2024 年 2 月 6 日付でリコーインダストリー株式会社との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024 年 7 月 1 日を効力発生日として、リコーインダストリー株式会社を分割会社とし、本承継会社を承継会社とする吸収分割を行いました。

以上